

本当に

大学が 留学生を募集したいのなら… 外国人留学生入試における出願書類の「壁」

対 談

JET 日本語学校校長 山口 閑子 先生

ABK 学館日本語学校 関 豪 先生

聞き手（公財）アジア学生文化協会 白石 勝己



多くの大学がグローバル化を掲げ、その柱として留学生の募集活動を積極的に展開している。しかし大学は本気で留学生を求めているのだろうか。留学生の立場に立つと、学力がどんなにであろうと克服できない出願書類上の壁が存在し、中には受験を諦めざるを得ないケースも数多く存在しているという。そこで今回はこれまでたくさんの留学生を大学に送り出してきた日本語学校の担当教員お二人に、留学生が受験に辿り着くまでに直面する様々な書類上のハードルとその改善策についてお話しいただいた。

所属する日本語学校について

白石：お二人が所属する日本語学校について、受験指導体制のことも含めて教えてください。

関：私が在籍する ABK 学館日本語学校は定員が 300 名で、学部への進学は現在 7 クラス 140 人ほどです。他の学校の先生と話してみても ABK の特徴の一つかもしれないと思ったのが、個々の学生のポートフォリオを共有しつつ、事務所も進学指導に関わっていくという点です。志望校の選定、面接対策、志望理由書作成とい

各大学の募集要項を見ると、出願書類について、留学生が困難さを感じる条件を課している大学が少なくないという印象。



うところは知識も経験も豊富な各クラスの担任、及び2～3クラスを統括するコーディネーターが行い、実際に受験校を決定した後の出願のサポートは、入学資格や学歴判定などの要素が絡んでくることもあるため、事務局が担当しています。

山口：私どものジェット日本語学校は、定員150名の全日制の小さな学校です。日本語コースと大学・大学院進学をめざす進学コースがあります。進学コースには1年課程と1.5年課程があり、準備教育課程に指定されています。本格的な進学指導をおこなうクラスが始まるのは、4月からで学生数は40名です。1.5年の課程で勉強する学生が一番多く、4月から始まるクラス前に3月には予備授業もおこなっています。受験指導については基本的に全て各担任が行っていますが経験豊富な教務主任が全体を統括しています。指導内容は、面接指導から志望校の選定、試験対策、出願に関しての指導全てにわたります。これは学部、大学院とも同じです。また、当校の進学クラスでは、英語（TOEFL等の対象）が必修で、文系数学、理系数学、物理、化学、生物が選択履修できます。

願書の取寄せ方法と出願プロセス

白石：次に願書の入手方法についてですが、オンラインではなく、まだ郵送で取り寄せないといけない大学もあるのでしょうか。

山口：進学指導にあたっている者の感覚としては半々ぐらいという感じです。

関：昨年度のケースでは、ABKの学生が、ある国立大学に出願しようとしたのですが、その大学は郵送で願書を取り寄せなければいけなくて、結局出願には間に合わないということがありました。

山口：学生達も学校を決めるのはギリギリまで迷うことがあるんですね。それで、締め切りの時期に合わせて準備をしているつもりでも、間に合わなくなってしまった、ということはよくありました。

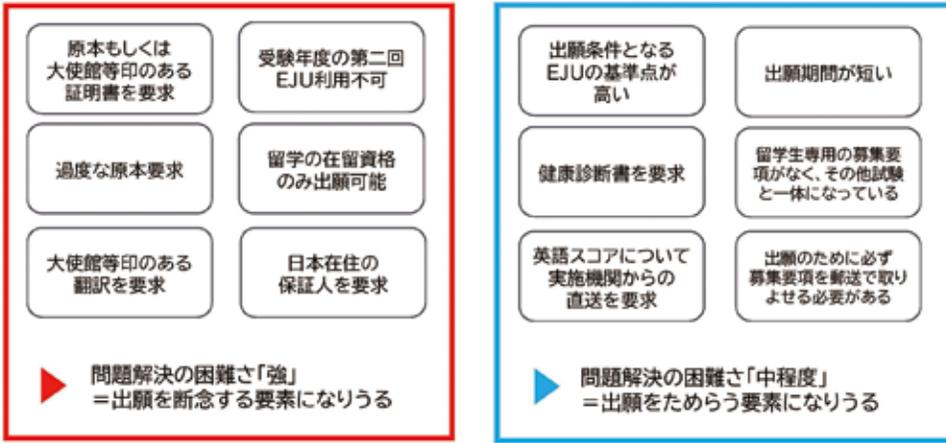
白石：そういう時は大学まで取りに行くということもありますか。

関：最終的にはそういうこともあり得ますね。

山口：しかしそれも大学によりますね。大学側が願書を直接発送している場合はいいのですが、代行業者が発送している場合は、大学に来ても

出願をためらわせる要素

以下の項目が多く当てはまるほど、留学生は出願が困難だと感じる



らっても渡せないと言われることもあります。

白石：日本語学校側からすると、出願書類はオンラインでダウンロード出来るようにしてほしいということでしょうか。

関：ほとんどの私立はオンライン上に募集要項が公開されていて、願書などの必要書類もPDFでダウンロード出来ます。

山口：ここ数年で願書の取り寄せという部分については、かなり改善されたという気がします。

白石：出願手続きのオンライン化というところではどうですか。

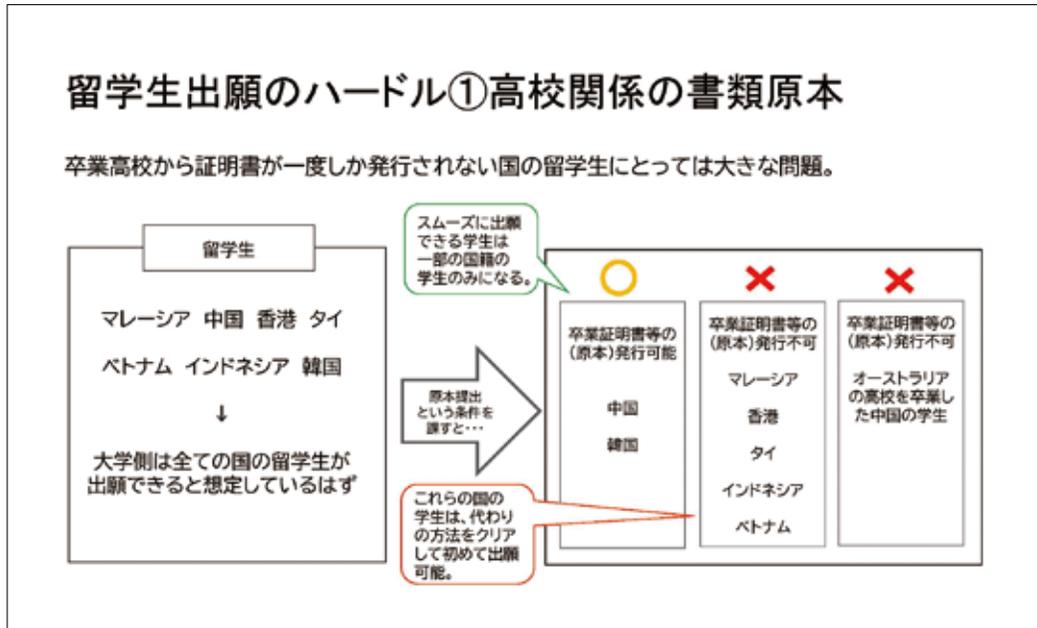
関：まず、インターネット出願登録をして、その後、出願書類を郵送で送付するという2ステップの手続きになっている大学が多いです。インターネット出願登録というのは、出願者の氏名、住所といった基本情報や、学歴、志望学科などを入力するものです。

白石：全てオンラインで完結して欲しいということはないですか。

関：そうになったら便利だと思いますが、出願書類の郵送を不要にしている大学は、非常に少数です。また、現状では、出願のオンライン化は

必ずしもメリットばかりではありません。インターネット出願登録の部分で、よくある問題としては、データ入力時にいろいろなところで引っ掛かってしまうということがあります。例えば住所の番地などは、数字も全角で入力すること、となっていることが多いのですが、学生は普段、PCの数字入力は半角で行っていることが多く、まずそこではじかれます。そして、何度試しても先に進めず、結局先生が一人一人見ていかないといけないといったことが頻繁に起こっています。また、大学によって入力手順が違いますから、その都度違ったエラーが出て途中で進めなくなってしまう。そういう意味では紙のほうが単純で早いということはありません。一方、紙の場合は手書きできちんと判読出来る字を書かなければ（書かせなければ）ならないということがあります。

山口：まだまだ手書きのところもたくさんあります。学校によってオンライン完結だったり、手書きのみだったり、いろいろなパターンがあるのも学生には負担になっていると思います。どの大学も求める基本情報は同じなんです



ら、共通のフォーマットを一つ作って、一度入力すれば済むようにしてもらいたいですね。いじわるに考えると企業のエントリーシートと同じで、難しい出願プロセスを設定して、それでもその大学に入学したいという出願者の意欲を試したいのか、という気がしますね。

関：UCARO[※]の導入など、一部の出願手続きを統一のプラットフォームで出来るようにする動きはありますが、まだ独自のシステムを利用している大学も多くあります。

願書フォームの問題点

白石：願書自体での問題はあるでしょうか。かつて名前にフリガナで書けというのがありましたが、今も変わっていませんか。

山口：だいぶ以前は住所にもフリガナを振れというがあって、大変な思いをした記憶があるのですが、今はそこまで要求するものは無いかも

しませんね。

関：手書きの願書に関してですが、ボールペンで書いた時に間違えたら修正をどうするのか、どのように指導すべきかいつも悩みます。修正テープを使っているのか、二重線を引くのか、訂正印も必要なのか、それとも全て書き直すのか。大学によっては「修正テープの使用可」と記されているケースもあるのですが、ほとんどの願書には何の指示もありません。これがマイナス面に繋がったら可哀想だなと思う反面、全部書き直させるのも酷だなと考えてしまいますね。

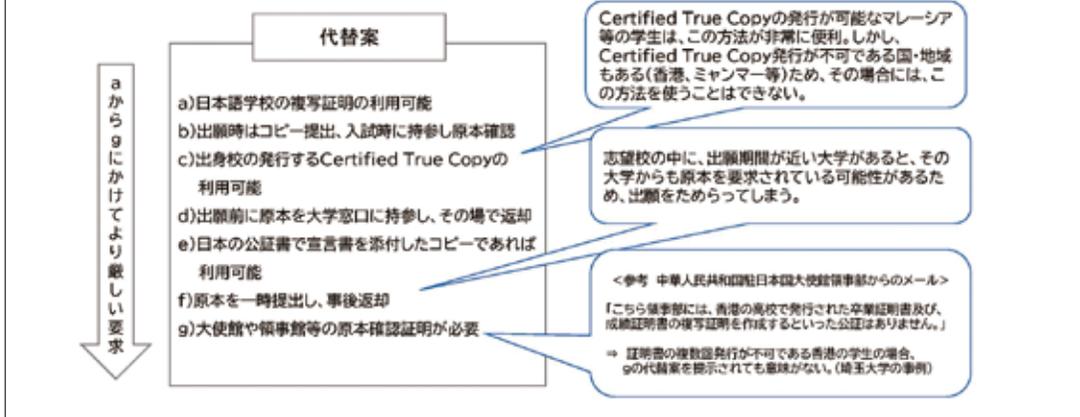
白石：オンライン上で願書を作成出来る大学では、入力手順のトラブルはありつつも、そういった問題はなくなるということですね。

関：そうですね。ただ、願書の入力をオンライン化している大学でも、志望理由書は手書きのところが多いので、書き間違いをどうするかという問題は残ると思います。手書きの場合は本

※1 UGARO…(株)ODKソリューションズが運営する大学受験生の情報を集約したWEBサービス。大学情報の収集から出願、入学手続まで、大学受験に関する様々な手続きをWeb上で完結させることができる。

留学生出願のハードル①高校関係の書類原本

卒業高校から証明書が一度しか発行されない場合に、大学側が提示する代替案は様々。



人のやる気に関わらず、文字がきれいな人のほうが良いことを書いているように見えるということもあると思うので、そういう点も含めて、少なくとも願書と志望理由書の入力、オンライン上で出来るようになるというと思います。その方が大学側も読み易いですよね。

山口：字が書けているかチェックするのでしょうか。どこまで読んでもらえているのかな、という気もしますけどね。

卒業証明書類などの問題

白石：卒業証明書、成績証明書についてはいかがでしょう。国によって卒業証明書は何度でも出してもらえるところもあれば、証書として一度しか出してもらえないところもある。出してもらえないところはどうすればいいんだと。

関：多くの大学は原本が1通しか発行できない場合の代替案として、大使館などの公的機関で原本証明をしてもらってくださいとアドバイスをくれます。ただ、日本にある大使館や領事館の全てが、原本の認証業務、つまりこの書類は原本を複写したものであるという証明をしてく

れるわけではありません。例えば、日本にある香港経済貿易代表部や、中国大使館はそうした業務は行っていないので、原本が1通しか発行されないことのある香港の学生は困ることになります。

白石：中国本土の学校の場合、原本を何通も発行してもらえるということですね。韓国もそうだと思いますが、台湾もそうですか？

山口：台湾も基本的にはそうですね。時々うちの大学はできないという学生もいますが、あくまでも学生の話なので実際のところは把握出来ていません。

白石：発行日の期間の指定などはありますか。

関：そこはほとんど要求されませんが、たまに3か月以内や6か月以内という指定があります。

山口：私は期間を限定する必要はないと思っています。住所や所属先など変更の可能性があるものは書類の有効期限をつける意味はあると思いますが、卒業や成績の内容が変わることはないですから。

関：これまでは、3か月以前のものを出しても、それで引っ掛かるということはありませんでした。ただ心配な場合、再発行可能な国の学生に

留学生出願のハードル①高校関係の書類原本

卒業高校から証明書が一度しか発行されないこともある留学生にとっては非常に大きな問題。

原本が提出できない場合の代替案は、大学によって様々であり、主にaからgの方法がある。
aは最も留学生に優しく、gは最も厳しい。

- a) 日本語学校の複写証明の利用可能
- b) 出願時はコピー提出、入試時に持参し原本確認
- c) 出身校の発行するCertified True Copyの利用可能
- d) 出願前に原本を大学窓口を持参し、その場で返却
- e) 日本の公証書で宣言書を添付したコピーであれば利用可能
- f) 原本を一時提出し、事後返却
- g) 大使館や領事館等の原本確認証明が必要

⇒日本語学校側としては、大学側に、以下の3点を期待。

- ①募集要項に原本提出不可の場合の代替案を具体的に記載していただくこと。(ex.明治大学)
- ②a~fの代替案を組み合わせて提示するという方法も考えられる。例えば、出願時は、日本語学校の複写証明印のあるコピーを提出し、合格後に大学側で原本確認をすることで出願を認める等の柔軟な方法を取っていただくこと。
- ③gの方法は実質的に出願を認めないのと同じ意味である場合がある点の認識を持っていただくこと。

については、面倒ですが、現地の家族や学校の先生にお願いして、新しいものを送ってもらうことはできますよね。

山口：私のところでは数年前、マカオの学生の成績証明書が3か月以前の発行だったということで引っ掛かりました。それで再発行してもらうことになったのですが、原本は本人以外、友達や両親には渡せないということで、成績証明書受取りのために帰国することになりました。

白石：そのために帰国するというのは大変ですね。原本1通以外発行不可というのは、マレーシア、香港、タイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマーなどだと思いますが、モンゴルはどうですか？

関：昨年度、モンゴルの学生で、原本が1通しか発行されないで困っているという学生がいました。また、その学生の書類は卒業証書の中に成績も入っている形だったので、大学側が通常要求する書類とは全く違う形の書類しか手元にないという状況でした。

白石：どこの国でも、無理に頼めばなんとか出してくれるという学校はありそうです。

関：そうなんです。しかし逆にそれが問題にな

る場合があります。出身高校から、原本は1通しか出せないと言われてしまった香港の学生について、どうすれば良いのか大学に問い合わせたところ、「以前出願してきた香港の学生は、ちゃんと原本を出してきました」と言われたことがありました。香港では出身高校によって、書類の発行についての対応が大きく異なるという話を聞いています。原則的に原本の複数回発行が不可という場合でも、学生は学校や先生に頼み込んで、非常に例外的に発行してもらえることがあるようなのですが、そのような学生側の努力が、「原本は提出出来るはずだ」という大学側のスタンダードを作り出してしまっている可能性があることは残念です。

山口：国によっては権力やお金がものを言うところがあるかもしれません。力のあるご家族がいて、出してもらえる場合もあるでしょうし。

白石：そうした大学側の認識を覆すにはどうするのですか。

関：それはとても難しいです。そのケースは特別だと伝えても、私たちはこういう経験があるから出来るはずと言って譲ってくれません。ですから最終的に代替案がないのであれば「この

留学生出願のハードル②

スキャンデータや、公式websiteからのPDFデータを印刷した書類を提出することで代替可能だと思われる書類の原本要求

以下の書類も、原本の提出が必須となっている場合、出願をためらわせる要素となる。

①経費支弁書等の保護者の直筆署名を要求する書類

②日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書 (ex.C大学)

試験を団体申し込みで受験した場合には、学校を通して成績証明書の発行を申請する必要がある。申請から取得までに1~2週間の時間がかかる。

③TOEFL,IELTS等のスコアレポート(ex.D大学)

公式websiteのマイページから、テストスコアの印刷が可能であるが、実施団体から本人に送付されるスコア原本の要求を求めるケースがある。

大学への出願はあきらめるしかない」ということになります。

白石：山口先生のところではどうでしょう。

山口：原本照合が難しい場合について、代替案を出してくれるところもありますが、それもこちらが問合わせて初めて教えてくれる、というケースが多いです。何回か交渉してやっと、原本を直接大学に持参し確認後に返却、という案を出してもらえたこともありました。

関：学生の自宅から距離が近い大学であれば、直接持参して原本確認という方法は非常に良心的な代替案ですね。遠方の大学の場合、直接持参というのは難しいので、原本を郵送して事後返却していただくという方法を提案する場合があります。ただ、この方法には、併願校がいくつかあって、特に国立大学のように出願時期が近かったり重なったりしている場合には、使えないという問題点もあります。

山口：卒業証書は、原本は1通だけしかないという場合があるということを大学には認識してほしいです。何らかの方法で原本確認してもらっても1週間、2週間くらいの差で複数出願することがあります。この場合は原本確認で時間

が取られ、結局1校しか出せなかったというケースもあります。

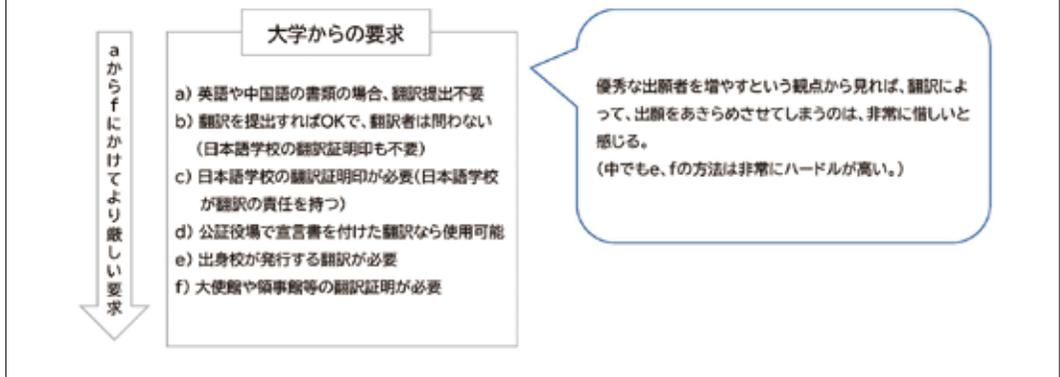
白石：学生側からすると進学の見込みはすごく狭まってしまう。卒業証明書、成績証明書がいつでもとれる国と証書1通しかもらえない国では公平性に差がでるということになりますね。

関：ほとんどの大学は、原本のコピーに本国の出身学校でサーティファイドトゥルーコピー (Certified True Copy) の押印とサインがあれば原本扱いとする、もしくは原本に代わる書類として認めると言ってくれますから、それも一つの解決方法ではあります。例えばマレーシアの高校はそのような証明をしてくれるので、その方法で出願が出来るのですが、香港、ミャンマー、インドネシアのように必ずしも高校からサーティファイドトゥルーコピーを発行してもらえないわけではない国の学生の出願については、それ以外の代替方法を認めてもらえるように交渉することになります。

白石：そうすると、証書を大学窓口を持参して直接原本確認をしてもらおうとか、郵送で送って確認後返送してもらおうという方法になるわけですね。他にやりようがないのでしょうか。

留学生出願のハードル③翻訳の作成方法

「翻訳」の要求についても大学間で大きな違いがみられる。



関：国や出身学校の制度が様々であることを想定して、原本を出す以外の選択肢も用意しておいていただくことが非常に大事だと思います。その点で私が良いモデルケースだと思っているのが茨城大学です。茨城大学も以前は原本提出が原則でしたが、2025年度募集では、原本提出が不可の場合には、日本語学校が複写証明をしたもので構わない、もし大学が何かしらの疑義を持った場合は、あとで原本を出してもらい大学側で照合をする、という方法になりました。

山口：出願時はコピーで出して、合格してから原本確認をしてもいいのでは、と思いますよね。出願時にそこまでやる必要があるのかなと思います。

関：出願の段階で、学力とは全く関係のない要素ではじかれてしまうということに違和感を持ちます。国や出身校の制度によって、受験のスタートラインにさえ立てないということが今のやり方だと起こりえます。ですから、まず全員が出願出来るようにして、そのあと大学が確認したいことがあれば確認する。茨城大学以外にも、早稲田大学、立命館大学、東洋大学などは募集要項の中にそれを明記して実践しています

から、留学生への配慮を感じます。

白石：大学の卒業証明書など学歴証明書のデジタル化が進んでいて、既に2019年から紙の証明書は発行されなくなっています。学歴学位はCSSD (Center for Student Services and Development 中国高等教育学生信息网)に学生自身で学歴認証のオンライン申請し中国語または英語で認証報告書が発行されることになっています。この報告書はメールでおくことで第三者も共有出来て、その第三者もオンライン上でそれが真正なものであると確認出来るようになっています。高考(普通高等学校招生全国统一考试【大学入学統一試験】)、会考(普通高中学業水平考試【高校卒業資格認定試験])も同じようにオンラインで確認できますので、これらのオンラインの学歴認証がもっと活用されてもいいのではないかと思います。

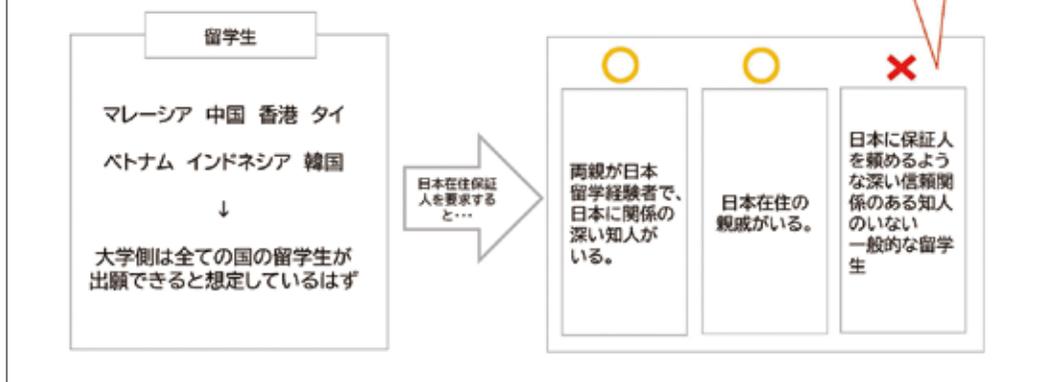
証明書類の日本語翻訳

白石：次に証明書類の翻訳についてはどうでしょう。

山口：日本語、英語以外の証明書類は英語か日

留学生出願のハードル④日本在住保証人

出願時に日本在住の保証人を要求する大学がある。(ex.G大学)



本語の翻訳を付けて提出するというのが原則となっています。国立大学はつい最近までは、日本語翻訳だけでしたね。最近は英語翻訳でもOKというところが増えてきています。

関： 証明書の翻訳で最も緩やかに条件を設定しているのは、「本人が翻訳したものでOK」で、証明印も必要ないとしているところです。在籍する日本語学校の翻訳証明印を押せば良いというのも、出願者の負担が少ない方法だと思います。

山口： それが一番多いのではないのでしょうか。

白石： しかし、その翻訳が正しいかどうか、どうやって証明出来るのかが問題ですね。今は各国語とも画像からオンライン翻訳できますよね、多少齟齬があるかもしれませんが、ほぼ内容や評価はわかるのではないのでしょうか。

関： それは素晴らしい案だと思いますが、大学は「公的機関による証明」という言葉を安易に使う傾向があり、翻訳についてもそうした機関の証明を付けてくれ、となることがあります。大学側が想定している公的機関というのは日本にある各国大使館、領事館だと思うのですが、大使館などで翻訳認証業務を行っているかという、必ずしもそうではありません。実際に、

いくつかの国の駐日大使館に問い合わせをしたところ、翻訳業務もしくは翻訳認証業務はしていないという回答がありました。

そこで、どうするかとなったときに、日本語学校としては、「公的機関」に日本の公証役場が含まれるかを尋ねます。公証役場で、本人が翻訳したものに「これは高校の証明書を翻訳したものに相違ないことを宣言します」という宣言書を付けてもらうことで、出願書類として認めていただける大学もあります。翻訳会社の利用が可能な場合もありますが、やはり公的機関ではないことで拒否されるケースがありますね。

山口： 現地語での卒業証書や成績証明書の場合、卒業した高校で英語の証明書を出してもらうという、結局そこに戻るケースが多いですね。ただし都会の学校の場合はそれが可能ですが、田舎だと難しいところは多くなります。

関： 現地ではご家族の方ががんばって高校に働き掛けて、無理をお願いして出してもらっているケースもあるのではないかと思います。

白石： そうするとまた大学のほうでは、その国では証明書が出ている、英語の翻訳も付けられ

留学生出願のハードル④日本在住保証人

通常、留学生は保証人を頼めるほど深い信頼関係のある人は日本にいない。

ご両親が日本留学経験者で日本に知り合いがいる、たまたま日本在住の親戚がいるという留学生を除いては、簡単に準備できる書類ではない。出願時に保証人の要求がある場合、それだけで出願をあきらめる要素になりうる。

※合格後の手続き書類の中で、保証人を「日本在住の者」に限定する大学も存在し(ex:H大学)、これも学生にとって負担の大きい問題となる。保証人は、海外在住の者でも可能とし、家族に保証人になってもらえるのが理想的。

※どうしても、日本在住者に限らなければいけない場合、機関保証を利用できるという選択肢を用意している大学もある(ex:I大学)。

たという実績が出来てしまう。以前学校から出てましたよ、となるわけですね。では現地語の証明書類の英語翻訳で一番良い方法とはなんだと思いますか。

関：出願者本人の翻訳を認めていただくことです。翻訳は、書類を読むための補助的なツールであるにも関わらず、そのツールへの要求が非常に高いことで、EJU(日本留学試験)やJLPT(日本語能力試験)などの本質的な部分で努力をしたとしても、出願すらできない可能性がある。日本に来てからの努力をすべて無駄にしかねないので、学生たちにとってはすごく悔しいと思います。翻訳が不要になることの多い、中国語圏や英語圏の学生たちと比べても不平等であると感じます。

白石：英語、中国語で書類が出るところは受験で非常に有利になるということですね。母国語でしか出ないところはそこでもものすごく苦労するという事になっている。

山口：私が担当していたころは、インドネシア大使館では認証印を捺してくれていました。た

だ窓口は午前中しか開いていなかったもので、申し込みに行き、予約をして、印をもらい、最後に取りに行くといったように、何度も大使館に行っていました。そのたびに授業を休まなければならなかったんですね。

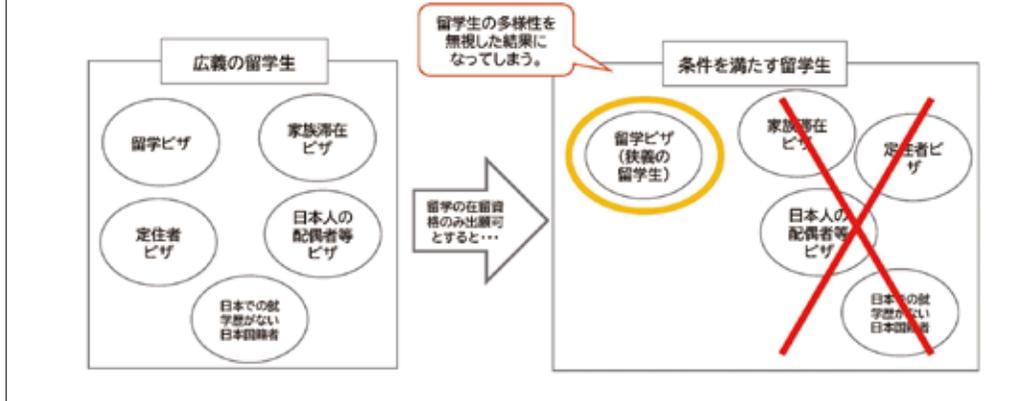
白石：東京ならまだなんとかありますが、地方だったら難しいですよ。簡単に大使館に行けと言ってくれるなど。

関：正直なところ、翻訳の問題は大学側が求める内容の真実性と、留学生側の負担の軽減を両立出来る最適な方法が思いつきません。真実性を追い求めるのであれば、大学側で自ら翻訳するという方法になるのだと思いますが、現状では、労力のかかる翻訳作成を担うのは出願者側です。そのうえで、さらに公的機関の承認印まで必要というのは非常に重い要求だという気がします。SGU 採択大学^{※2}の中でも、翻訳者の資格や翻訳証明印を要求しない大学が意外と多くあるので、翻訳のハードルは思い切って下げてしまうというのも一案ではないかと考えています。

※2 SGU 採択大学… 文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援事業」によって採択された大学

留学生出願のハードル⑤留学の在留資格のみ出願可

留学の在留資格が外国人留学生試験の出願条件の一つになっているケースがある。



日本留学試験（EJU）の利用について

白石：まず大学の日本留学試験（EJU）利用状況についてですが、当協会では Japan Study Support という留学生向け Web サービスで留学生の入試データを集めていて、外国人留学生入試での EJU の利用状況を把握しています。国公立大学ではほぼ全ての大学が留学生入試判定に EJU 試験を採用しています。私立大学も入試が多様化していますが、ほぼ EJU 試験利用の入試方式を持っています。

関：EJU は毎年6月と11月の2回実施されるのですが、4月に日本語学校に入学し、1年で進学したい学生にとって目標となるのは、11月の EJU です。一部の大学では出願締め切りを早め、出願に使える EJU を前年の6月と11月、そして、当年の6月とするところがあります。そうすると、4月に入学した1年コースの学生は、6月試験の申込時期には来日していませんし、そもそも当校での日本語学習期間は2か月だけで、大学側の求める成績には到達しません。つまり、当年の11月の EJU が利用できない大学に合格することは非常に難しいということになります。

白石：1年で大学に進学するという日本語コース自体が一般的ではないのでしょうか。ABK 学館の場合はかなり特殊だと言えませんか。自国でかなりのレベルまで日本語学習をしていることが前提で、参照枠 A2 以上のレベルが既に終わって、来日しているということですね。

山口：本校では進学希望の学生で一番多いのは10月入学の1.5年の課程で進学を目指す学生です。母国で150時間または N5 レベルまで学習して日本に来たとしても、6月の EJU では、7か月ほどの学習期間しかなく、高得点を取るのには厳しいですね。11月ですと1年後ですから戦えるレベルにはなりますが、それでも非漢字圏の学生は、やっとなさ、という感じです。

白石：6月の EJU 利用が多くなってくると、1年で進学させる、あるいは1年半で進学させようとする日本語学校にとっては非常に厳しくなるということですね。

山口：私の感覚では、特に上位の大学が6月の EJU を使っていますが、その場合、合格出来る学生は漢字圏の中国、韓国の学生くらいではないかと思うんです。2年コースに在籍している非漢字圏の学生が翌年度の6月を使う場合でも、

留学生出願のハードル⑤留学の在留資格のみ出願可能

・留学生が、どのような在留資格で日本に滞在しているかは様々であるが、大学の留学生入試では、家族滞在や定住者の在留資格を持つ留学生は、留学生試験の対象になっていないケースがある。

・また、海外で教育を受け、日本語もほとんどできないが、国籍は日本という学生も多く、その学生たちは、多くの場合、留学生試験の対象とはならない。そのような学生は、基本的に、帰国生試験等を受験することになるが、帰国生試験は、日本語が母語であることを前提に作られた試験方式であることが多いため、上記のような背景の学生には非常に不利になってしまう。

⇒在留資格や国籍による制限を撤廃し、日本での就学歴〇年以内といった基準で留学生試験出願資格の有無を判断することで、対象が広がる。

まだ1年ちょっとしか勉強していないことになります。つまり6月のEJUを使うということは、漢字圏の学生しか十分なレベルに到達できないことになり、ダイバシティを目指す大学の方向とは違ってくるのでは。6月のEJUを使うか、11月を使うかというところで、学生の国籍が偏る傾向があると言えるのではないのでしょうか。

関：早期に優秀な学生を採りたいということを重視するのであれば、それもアリだと思うのですが、多様性も重視したいというのであれば、例えば出願を1回だけではなくて2回、前期と後期に分けて、後期は11月のEJUも使うことが出来るといった方法も検討してほしいですね。

英語能力証明について

山口：TOEFL[※]の結果をETS（試験実施機関）から大学に直送してもらう場合、出願時までにアメリカの本部に依頼を出して結果を送ってもらうわけですが、到着まで一月以上かかります。6月末くらいに締め切りになる大学では、進学指

導が始まるのが4月だとすると、すぐに手続きをしないと間に合わない。実際英語書類だけが間に合わなかったということは何度もあります。

白石：しかし成績はオンラインで確認できますよね。

関：TOEFLにはETSから送られるオフィシャルスコアレポートと、学生がもらえるテストテイカースコアレポート (Test Taker Score Report) があり、そちらは、出願時に申し込むと無料で原本が1枚もらえて、オンライン上からもPDF版の成績表がダウンロードできます。スコアの確認という意味では、Test Taker Score Reportの提出でも十分だと思いますが、特に上位の大学はETSからの直送を要求している大学が多い印象です。

TOEFLでは申込時に、オフィシャルスコアレポートの送付先を4校まで登録できます。この4校については、無料で成績を送れるのですが、テストを受けた後だと1校当たり25ドルの追加費用が必要になります。学生には早めにTOEFLを受けて、その際受験する可能性のあ

※3 TOEFL … 英語を母語としない人を対象とした、英語能力を測る試験



る大学をとりあえず4校登録するよう伝えていますが、その後の進学指導やEJUの結果によって実際に受験する大学は変わってくるので、送付先の大学を改めて登録することになり、お金も時間もかかります。一方で、受験校を確定してからTOEFLを受験するとなると、そもそもスコア送付が間に合わなくなる可能性もあり、難しいところです。

白石：IELTS（アイエルツ）^{※4} の場合はどうですか。

関：IELTSも利用出来るとありがたいのですが、なぜか、IELTSを認めていない大学が多いです。TOEFLは日本人学生にも需要があり受験者が多いので、受付人数がいっぱいになり申込ができないということもあります。一方でIELTSは受験者が少ないためか、比較的いつでも受けられます。IELTSは国際的な英語試験ですし、TOEFL・IELTS・TOEICは、横串の点数表があり、比較もできます。こちらからの希望を言えば、三つの試験を全て利用可能とし、学生本人がマイページからダウンロードするスコアレポートの提出も可能としていただければ望ましいです。

白石：大学の留学生入試の志願処理現場でも英語試験が海外から直送されてきたら開封して名前を確認し、その受験生の書類に追加するという作業が発生して、かなりの手間がかかるのではないかと思います。大学側は大学側なりの理由があるのでしょうか。

関：もう一つ不合理だなと思うこととしては、先ほどのTOEFLのTest Taker Score Reportは、紙でもらえるものとPDFでダウンロード出来るものと二種類あり、どちらも内容・形式としては同じものです。でも、大学によっては、ETSから届いた紙のTest Taker Score Reportしか出願書類として認めてくれないケースがあります。

白石：送付されたものと、PDFをダウンロードし印刷したものとで違いがわかるんですか？

関：紙質は違うのでわかると思いますが、何か理由があってそうしているというよりも、過度に原本に固執する結果なのではないかと思えます。そのため、ある大学にETSから送付された紙のTest Taker Score Reportを出してしまうと、出願時期が重なる他の大学が同じような要求をしていた場合に、一方には出願できないということになります。もちろん、紙のTest Taker Score Reportの再発行もできますが、こちらも20～45ドルの費用と、2～6週間の時間がかかります。

白石：PDFだと偽造出来るということなのでしょうか。オンラインでスコア確認出来るのもともと意味はないのではないのでしょうか。

関：はい。先ほどの学歴関係の書類についての要求や、翻訳の要求にも通じることですが、様々なハードルが募集要項にたくさん隠れていて、それによって出願を断念せざるを得ない学生が

※4 IELT^S … 英語圏の国に留学、移住等を希望する人々の英語力を測定するグローバルな英語試験です。入試に活用する日本の大学も増えている。

いるという事実、そして、出願を断念せざるを得なかった学生の中には、社会の発展や国際化に貢献出来る優秀な人材がいたかもしれないということを大学側が認識していないように見えることが、とても大きな問題だと思っています。

大学に対する保証人の問題

白石：保証人の問題についてはどうでしょう。

関：国外在住の保証人（本国の父母等）でかまわれないという場合は大きな問題にはなりません。

山口：日本国内に保証人となる人がいないのであれば緊急連絡先で構わないという形が多くなっています。

白石：仮に必ず日本国内に保証人がいないとダメとなった場合はどうするのでしょうか。

山口：私どもの学校では基本保証人はやらないという姿勢です。出願時にある大学で保証人が必要だと急に言われて、学生には誓約書を書いてもらった上で、日本語学校に在籍している間は学校が保証人になるということにしました。緊急連絡先の場合もそうですが、大学に入ってから4年間という期間を学校が保証するという事はできません。もし学校が保証人をやる場合、授業料が未払いであるとか、試験を受けていないとか、単位が足りないとか大学から連絡がきますが、そうした時は「一応本人に連絡をしてみます」程度の対応しかとれないわけです。もっとも最終的にはそれしか方法はなくて、大きな負荷がかかるというわけではないのですが。

関：保証人は日本在住者に限るとのことだと、そこでいったん出願プロセスが止まってしまう。当校では学校が誓約書をとった上で保証人になるのですが、いろいろな責任が発生する可能性を理解してもらわないといけないので、本国の父兄にサイン入りの確認書類をもらって



います。

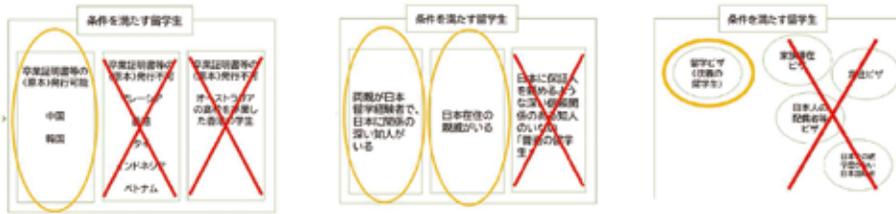
山口：連絡人ということであれば学校でもいいのですが、それなら友達でもいいと思うんです。母語ができれば何かあったときにその学生から本国の親に連絡が出来る。実際、それで良いという大学もけっこうあります。日本語学校が連絡人になったとしても、言葉の問題で母国に直接連絡することは難しいということもありますね。

健康診断書のこと

白石：最後になりますが健康診断書についてはどうでしょう。

関：ある大学は出願書類として、健康診断書の提出が必須となっていて、医師に大学の指定フォームに記入してもらうことになります。もし、一期と二期で二回出願する場合は、二回、健康診断書の作成が必要となり、毎回5千円くらいかかります。二回目は転記してもらえるとと思うのですが、いずれにしてもお金はかかります。以前、大学から日本語学校に入学した時のものでもかまわれないと言われたことがありますが、その場合でも、大学が要求する検査項目と一致していない場合は使えません。それこそ健康診断書は出願時ではなく合格後でいいのでは

出願のハードルを下げることで、多くの学生からの出願が期待できる



⇒ 出願のハードルが高い大学は、要求する書類が内在する排他的な要素が原因となって、出願条件からはじかれてしまう(何か代わりの方法を考えないと、出願資格が認められない恐れがある)学生がいること、その中に、非常に優秀な学生も含まれている可能性が大いにあることを認識できていない可能性がある。不必要に出願のハードルを上げている要素については、できるだけ、そのハードルを下げることで、優秀な留学生の獲得にもつながることが期待できる。

外国人留学生入試における出願書類の「壁」

ないかと思います。健康診断の結果から、何を見ているのか、それを理由に落とすことはあるのだろうかという思いもあります。

山口：私たちが自分の学校で入国前の出願書類を見る時も、健康診断書に病歴が出てくることがあるのですが、それが理由でお断りしたことは今までありません。身体的に留学生を送るのが難しいという場合はお断りする場合がありますけど、それは健康診断書で判断するというより、出願時の相談でしっかり話し合ってから判断することだと思います。

白石：最近一番問題なのは精神的な問題でしょうか。実際クラスが始まってからでないとないとわからない、ということがあると思いますが。

関：メンタルサポートは本当に難しく、病院もなかなか予約がとれませんし、そもそも言語の問題で、日本でカウンセリングを受けることができるかという問題もあります。心療内科では薬を処方してくれますが、それは対症療法に過ぎないので、症状が強くて出ている場合には、いかに安全に帰国させるかというのが、学校としては一番の仕事になってきます。ただ、ご家

族からは本人の意見を尊重して留学を継続させたいと言われるケースもあります。

山口：そういった学生は増えてますよね。実は、そういう問題を抱えていても成績上は問題がないという場合は多いんです。

関：入国前のスクリーニングでは、精神的な問題についてはなかなか見えてきません。もし事前にわかれば、ご家族のサポートを来日後も確実に受けることが出来るか、何かあればすぐに来ってもらうことが出来るかという点を確認しています。

白石：本日は外国人留学生在が日本の大学を受験する時の出願書類の問題点について詳しく伺うことが出来ました。ずいぶん前からここで取り上げられている問題については指摘されてきていたように思います。個別の問題ごとに段階評価(評定尺度法)をして総合評価を出すというようなことも考えてよいように思います。本日は長時間にわたりお話を伺いありがとうございました。

(終)